

職場におけるハラスメント対策 業績が上がるハラスメント撲滅とは？

パワハラがいったん問題になると、加害社員だけの問題ではなく、会社全体に影響が及んでしまいます。しかも、パワハラ・セクハラをしている社員は、自分がハラスメントを行っている、という認識さえ持っていません。

そのような社員の意識を高め、会社の業績を高めるためにはどのような工夫が必要なのか、具体例も含めて解説をしていただきます。奮ってご参加ください。



◎主な内容

- ①パワハラ・セクハラの実例
- ②いったん訴訟提起されると会社はどういう影響を受けるか
- ③パワハラ・セクハラが起きる原因
- ④パワハラ・セクハラを防止し、業績向上につなげるためには

講師／弁護士 川 義郎（かわ よしお）氏

中央大学法学部卒、東京弁護士会所属、弁護士法人リレーション代表弁護士。裁判所では過去に民事調停官（非常勤裁判官）として訴訟・調停に携わるほか、自治体では行政不服審査会会長、入札監視委員会委員、空家等対策審議会委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員、及びいじめ対策調査委員長などを務める。また、自治体だけでなく、不動産団体をはじめとする業界団体においてコンプライアンスに関する研修講義も行っている。企業の経営者の個性に応じたきめ細かなアドバイスが好評。

職場におけるハラスメント対策～業績が上がるハラスメント撲滅とは？～

- 開催日時 平成30年5月24日（木）14:00～16:00
- 開催場所 中央区役所 8階大会議室（中央区築地1-1-1）
- 入場無料 ■対象・定員 区内中小企業経営者および従業員 100名
- 申込方法 下記申込書太枠内の必要事項を全てご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。
申込受付後、3営業日以内に受講番号を記入したうえで、FAXにて返信いたしますので、受講番号が記載された用紙を当日受付にご提出ください。
複数名での参加を希望する際には、お一人様ずつお申込みください。
 ※定員に達し次第、締め切りとなります。参加できない方にのみご連絡します。
 ※下記の主催各団体のHPでもご案内しています。
- 問合せ先 中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会 TEL6228-7905 FAX6228-7908
- 主催 中央区・東京商工会議所中央支部・中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会

**事前
申込み制**

平成30年5月24日

中央区経営セミナー 参加申込書

FAX6228-7908

会社名：		所在地：〒	
受講者名：		所属・役職：	従業員数： 名
TEL：		FAX： ※受付済み参加申込書を FAX で返信しますので、必ずご記入ください！	※事務局使用欄 受講番号：
業種 (主なもの1つのみ○)	1. 建設業 2. 製造業 3. 印刷業 4. 情報通信業 5. 運輸・倉庫業 6. 卸売業 7. 小売業 8. 金融・保険業 9. 不動産業 10. 飲食店・宿泊業 11. 医療・福祉業 12. 教育・学習支援事業 13. サービス業 14. その他()		

※ご記入いただいた情報は、本セミナーの運営・管理のために使用するほか、各主催団体が実施する各種事業開催や情報提供等のご案内 (DM 及び FAX) のために利用させていただきます。